

令和5年度 第1回文京区地域福祉推進協議会障害者部会 議事録

日時 令和5年5月22日（月）午後2時00分から午後3時47分まで

場所 オンライン開催（文京シビックセンター3階障害者会館 会議室B）

<会議次第>

1 開会

2 議題

(1) 新たな地域福祉保健計画の策定について

【資料第1-1号～第1-2号】

(2) 新たな障害者・児計画の策定について

【資料第2-1号～第2-3号】

(3) 文京区の障害者・障害児の現状について

【資料第3号】

3 その他

<地域福祉推進協議会障害者部会委員（名簿順）>

出席者

高山 直樹 部会長、三羽 敏夫 委員、柴崎 清恵 委員、山口 恵子 委員、
平井 芙美 委員、武長 信亮 委員、篠木 一拓 委員、川上 智子 委員、
住友 孝子 委員、大井手 昭次郎 委員、松下 功一 委員、渡部 睦 委員、
瀬川 聖美 委員、向井 崇 委員、藤枝 洋介 委員、竹石 福代 委員、
奥田幼児保育課長、小島予防対策課長、木口教育センター所長、橋本障害福祉課長

欠席者

浅水 美代子 委員、赤津教育指導課長

障害福祉課長：皆様、定刻の2時となりましたので、これから始めたいと思いますが、高山先生、声は聞こえますでしょうか。

高山部会長：聞こえます。

障害福祉課長：それでは、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

では、高山先生、進行のほうをよろしくお願いいたします。

高山部会長：それでは、皆さん、こんにちは。

令和5年度第1回文京区地域福祉推進協議会障害者部会を開催したいと思います。

第1回目ということで、5回行われる予定でありますけれども、今年度、新たな地域福祉保健計画の中の障害者・児計画の策定というところの具体的な検討をこの部会で行っていきたいというふうに思っています。昨年度、障害のある方々へ文京区が調査をいたしました。その結果を踏まえて、また、それぞれの皆様のお立場のところの、当事者の方々の声を反映させる形で、この計画が策定されるといいなと思っておりますので、ぜひご意見、それからご助言、皆様の声によって、この計画が立てられていくということになりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

初めての方もおられると思いますので、今日はこの計画の策定についてということと、この障害者部会の策定する新たな障害者・児計画の位置づけと、こういうことを今日は議論して、計画の策定に結びつけていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議題に沿ってということになりますが、まず事務局から連絡事項をお願ひいたします。

障害福祉課長：本日はオンラインと会場による併用の開催としております。皆様、ご発言をいただく場合には、ミュートを解除してからのご発言をお願ひいたします。

次に、今年度から新たに部会委員となられた方の紹介をいたします。お名前を読み上げますので、一言ご挨拶をお願ひいたします。

初めに、文京区特別支援学級連絡協議会の竹石委員、お願ひします。

竹石委員：聞こえていますでしょうか。文京区特別支援学級連絡協議会の代表、竹石福代です。よろしくお願いいたします。

障害福祉課長：よろしくお願いいたします。

続いて、文京区幼児保育課長の奥田委員です。

幼児保育課長：皆様、聞こえていますでしょうか。この4月から幼児保育課長に就任いたしました奥田と申します。うちのほうでは、保育園で、障害をお持ちの方が当たり前保育園

に通えるような環境づくりというのを行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

障害福祉課長：お願いします。

続いて、文京区予防対策課長の小島委員です。

予防対策課長：皆様、こんにちは。予防対策課長の小島です。この4月に葛飾区より着任いたしました。どうぞよろしく願いいたします。

障害福祉課長：お願いします。

次に、本日の出欠状況ですけれども、浅水委員と赤津教育指導課長から欠席との連絡をいただいております。また、大井手委員と瀬川委員は、ご都合により途中で退席をされるということでございます。

次に、事前に送付している資料の確認をお願いいたします。

初めに次第、それから資料第1-1号と1-2号、そして第2-1号と2-2号、2-3号、それから資料第3号、そして最後に参考資料。以上が送付している資料でございます。

初めの出欠状況と資料確認は以上でございます。

高山部会長：皆さん、資料はよろしいでしょうか。

それでは、本日の予定について、事務局より説明をお願いいたします。

障害福祉課長：では、本日の次第をご覧ください。次第の2番、議題ですけれども、(1) 新たな地域福祉保健計画の策定について、(2) 新たな障害者・児計画の策定について、(3) 文京区の障害者・障害児の現状について、それぞれ事務局より説明し、皆様からのご質問やご意見をいただきたいと存じます。3番、その他では、議題以外の内容について情報共有を行います。

ご説明は以上です。

高山部会長：それでは、本日の議題に入りたいと思います。

議題(1) 新たな地域福祉保健計画の策定について、事務局より説明をお願いいたします。

障害福祉課長：では、資料第1-1号をご覧ください。

1ページの1番、目的ですけれども、この計画は、文京区の福祉と保健の施策の方向性を明らかにして、推進するために策定するものでございます。

2番、計画の位置づけは、下の表に記載したとおり、法律で定められている各種の行政計画、一番上の地域福祉計画から下の食育推進計画まで、この中に含まれるつくり方となっています。網かけの部分は障害者と障害児に関する計画でして、障害者基本法、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、区が策定することが定められています。

では、2ページに進みまして、3番、計画の構成は、図にあるとおり、計画全般についてまとめた総論ですね。地域福祉保健計画の下に、五つの分野別計画で構成しています。右から二つ目が障害者・児計画になっています。

4番の計画期間ですけれども、令和6年度から8年度までの3年間とします。

3ページに進みまして、5番、検討体制は、図の右上にある地域福祉推進協議会、こちらで検討を行い、分野別の計画は各部会で検討します。障害者部会とありますのが、私たちの部会となります。

6番、基本理念及び基本目標の方向性は、だれもが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるようにしていくこととします。詳細は次の4ページに記載しております。説明は割愛させていただきます。

7番の策定スケジュールは記載のとおりでして、今年度末に計画を策定する予定であります。

次に、資料第1-2号をご覧ください。

開いていただきますと、表の上の行、こちらに矢印を引いておりますけれども、今年の6月までに計画の基本理念と基本目標を検討します。次に、8月までに、主要項目と方向性、計画の体系、計画事業の概要を検討します。それから、8月から11月にかけて、中間のまとめと呼んでいる計画の素案を策定します。12月には、広く区民に向けて、パブリックコメント、区民説明会を開催します。1月にパブリックコメントの意見などを計画に反映し、3月までに計画書として印刷、製本まで行うというスケジュールとしております。

各段階の進め方ですけれども、表の上から下に流れていく形となっております、まず、この障害者部会で検討し、その内容を、一つ飛んで、幹事会、推進本部、それから地域福祉推進協議会の順番で諮っていきまして、その内容を区議会に報告していくこととしています。

この障害者部会のスケジュールですけれども、表の真ん中から少し上に書いてありますけれども、本日と7月10日、8月24日、10月上旬の4回にかけて中間のまとめまで検討していきます。

議題1のご説明は以上でございます。

高山部会長：ありがとうございました。

この地域福祉保健計画の中の部会の位置づけ、それからスケジュールに関して説明をいただきましたが、何かご質問、ご意見があればと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか、これに関しては。

分かりました。じゃあ、これに関しては、この説明ということで、皆様理解していただい

たということを進めていきたいというふうに思います。

それでは、次の議題ですね。新たな障害者・児計画の策定について、事務局より説明をお願いいたします。

障害福祉課長：先ほどご確認いただきましたように、新しくつくろうとしている障害者・児計画というのは、法律に基づいて区が策定する行政計画でありますけども、その内容を資料第2-1号に示しておりますので、ご覧いただけますでしょうか。

1番目に、三つの計画の関係とありますが、法律で定められた計画のうち、まず障害者計画というものは、こちらの障害者基本法に基づいて、施策の基本的な方向性を定めるものとしています。

次に、障害福祉計画とありますのは、障害者総合支援法に基づいて、各種サービスの需要見込みなどを定めるものとしています。

最後に、障害児福祉計画、こちらは児童福祉法に基づいて、児童向けの各種サービスの需要見込みなどを定めるものとしております。

2番、文京区障害者・児計画について、こちら、区の計画は、今お話しした三つの計画を一体的にまとめて策定するものとしております。

次に、資料第2-2号をご覧ください。

こちらは、現在の障害者・児計画の構成を示しております。初めに、第1章のところでは計画策定の考え方を述べて、第2章で地域福祉保健計画の基本理念と基本目標を示しています。ここまでは、地域福祉保健計画を構成するほかの分野別計画と同じつくり方にしています。

第3章からは、障害者・児計画固有の構成でして、まず第3章では、障害者・障害児を取り巻く現状を述べています。第4章では、計画の主要項目と方向性を示し、第5章では、計画の体系を表しています。第6章で、計画事業として具体的な事業と、計画期間の3年間のサービス量を掲げています。最後に、第7章で成果目標などを示しています。

裏面をご覧くださいますと、今度は、こちらは計画における主要項目と、項目ごとの小項目を分類したものとなります。

まず、1番の自立に向けた地域生活支援の充実では、障害のある方が地域で自立した生活を送るための支援に関する取組としています。

2番、相談支援の充実と権利擁護の推進では、様々な相談内容に応じた関係機関の連携や、成年後見制度をはじめ、権利擁護の取組を掲げています。

3番、障害者が安心して働き続けられる就労支援では、障害のある方が自分に合った仕事

に就き、働き続けるための支援の取組としています。

4番、子どもの育ちと家庭の安心への支援では、子どもが地域で安心して育つことができるための、また、子どもを育てる家庭の安心のための支援の取組としています。

5番、ひとにやさしいまちづくりの推進では、まち、心、情報のバリアフリーなどを進めるための取組としています。

以上が、現在の障害者・児計画の構成となります。これからつくっていく新しい計画の構成を考えるに当たりまして、参考として受け止めていただければと存じます。

続いて、資料第2-3号をご確認ください。

こちらは、新しい計画をつくったときに、計画書の最初のページに載せる計画の目的のイメージです。内容は現在の計画のものを用いております。一つ目の丸をご覧いただくと、障害者権利条約、二つ目では障害者基本法に触れまして、三つ目の丸で、障害の有無にかかわらず地域で共に暮らしていくことの重要性を述べています。四つ目、こちらでは、差別解消法に触れて周知啓発のことを述べて、五つ目では、子どもの権利条約と児童福祉法に触れて、障害児を含めた切れ目のない支援を述べています。最後に、これらの状況を踏まえて、文京区の基本構想の実現を目指して、計画に基づき、共に生きる地域社会を実現していくと結んでいます。こちらも、新しい計画をつくるに当たりまして、参考として受け止めていただければと存じます。

議題2のご説明は以上でございます。

高山部会長：ありがとうございます。

今の、この障害者・障害児の計画についての説明、計画の位置づけ、それから、まとめていくところの章立て、構成ですね。それから、最初のところの目的が説明されましたが、いかがでしょうか。

これに関しても、大枠のところはこれまで、前回、その前を含めて大きく変わってはいないというふうに思っていますし、経年変化というところもあると思いますけれども、このような構成という形で進めていくということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。また、戻ってきていただいても構いませんので、この議題（2）は進めさせていただきたいと思えます。

障害福祉課長：高山先生、大井手委員からご発言が。

高山部会長：大井手委員、どうぞ。お願いいたします。

障害福祉課長：お願いします。

大井手委員：よろしいですか。

高山部会長：どうぞ。

大井手委員：趣旨は分かるんですけど、実績の見通しが出てくるのは次の7月になっていますよね。だから、全体からいうと、現計画があつて、それに対する実績及び見通しがあつて、そして、次の計画に何を引き継ぎ、何を新たに入れて、何を残すかとか、そういう形で考えていくのが普通じゃないかと思うんですけど、新たな計画の骨子というのは、基本的には前の計画とあまり変わらないと考えているので、そこにあまり時間はかけずに、やはり、実績見通し等を含めた現計画の成り行きがしっかりあつて、その反省を含めて新しい計画を立てるというイメージなので、どうしても、最初に骨子がぱっと説明されてというんじゃないなくて、現計画と、もう少し早めに、何が達成できて、何が達成できなかったという実績見通しを開示していただいた上で新しい計画の議論をすべきかと思うんですけども。その辺の順序、資料の出てくるパターンというかが、ちょっと気になるんですけども、皆さん、いかがお思いでしょうか。

高山部会長：そのとおりだと思います。7月には、この実績報告のところからスタートするという形になりますが、事務局としてはいかがでしょうか。

障害福祉課長：ご指摘のとおり、今の計画での実績をどう評価するというのが、手順として非常に大事となるわけなんですけども、今回、地域福祉保健計画をどうつくっていくかということ、ほかの計画とも足並みをそろえていく中で、各計画とも、最初の部会では実績については検討をせず、2回目でやりましょうというふうに、こちらの都合にはなりませんけども、そういうふうに整理させていただいたということがございまして、次回7月の会議のときに、現計画の実績、達成できたこと、できなかったこと、その点のご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

高山部会長：大井手委員、いかがでしょうか。

大井手委員：そうすると、実績が出てくると、もう新たな計画が走り出したやつという形になってしまって、時系列的に、その、我々が議論するのが反映していく時間が短くなってしまわないかというのが心配なんです。

高山部会長：そうですね、確かに。そういう意味では、第2回目が7月10日でしたね。そして、1か月でその議論をまとめて、中間のまとめが8月24日ということですから、1回しかできないということになりますよねということになりますね。それがちょっと懸念材料ですよねということになりますねということですね。

大井手委員：だから、もう少し早めに実績見通しみたいなものを、こういう会議の席で無理だったら、資料だけでも先に回していただくとか。

高山部会長：そうですね、はい。そういう意味では、7月10日まで2か月弱ありますので、7月10日以前のところで、その資料を委員の方々に配付していただいて、なるべくその議論を早く始めていくような体制をつくるということではいかがでしょうか。

障害福祉課長：事務局ですけれども、ご指摘のとおり、実績については結果を早くまとめまして、7月が第2回ですから、その前、6月中に皆様にお送りできるように準備したいというふうに考えております。

高山部会長：そうですね。この部会が終わりますと、5月31日に地推協ですね、いわゆる地域福祉推進協議会でしたっけ、これで報告が行われますので、そこでまたフィードバックを受けるということになりますので、地推協の意見を聞いた上で、6月中に、我々のほうに実績のところのまとめていただいたものを配付していただくという、こういう予定で進めていきたいなと思いますので、よろしくお願ひしいたいと思います。事務局、よろしくお願ひいたします。

ほかにはよろしいでしょうか。

そうしましたら、議題を進めます。三つ目ですが、これも今のところと絡んでくると思いますけれども、文京区の障害者・障害児の現状についてということで、説明をお願いいたします。

障害福祉課長：それでは、資料第3号をご覧くださいませでしょうか。

計画をつくっていくに当たりましては、障害者・障害児の現状を捉えていくということが基本的な作業として重要になってくるわけでありまして、そのために昨年度、区民の方に向けて実態調査をさせていただいております。その結果などをまとめたものがこちらの資料でございまして、少し長くなりますけれども、順番にご説明させていただきます。

まず、1ページからですけれども、人数についてでございます。初めに、身体障害者手帳の所持者数を推移で見ますと、令和4年度末現在、4,331人です。4年前に比べまして、200人余り、4.4%の減少となっています。障害種別では肢体不自由が最も多く、次いで、内部障害、視覚障害となります。

2ページにいきまして、こちらは等級別ですけれども、1級が最も多くて、次いで4級、3級となります。

次に3ページ、愛の手帳の所持者数の推移を見ますと、4年度末現在、1,019人です。4年前

に比べて100人余り、12.0%の増加となっています。内訳では4度が最も多く、次いで2度、3度となります。

4ページに進みますと、精神障害者保健福祉手帳の所持者数です。4年度末現在、2,033人、4年前に比べると500人余り、33%増加しています。内訳では3級が最も多く、次いで2級、1級となります。

5ページは、難病医療券所持者数の推移です。4年度末現在で、2,169人、4年前に比べ、約300人、15.9%増加しています。

6ページは、障害児の手帳所持者数の推移です。4年度末現在で489人、4年前に比べ80人余り、20.4%の増加となっています。障害の種別では、知的障害が最も多く、次いで、身体、精神となります。

次の7ページは、年齢区分で見た状況として、区分は、未就学、小学校、中学校、高校として、ご覧のとおりとなっています。

続きまして、障害者・障害児に係る地域生活の現状に関してとなります。

1ページ飛んで、9ページからでございますけども、初めに、障害福祉サービス等の利用状況と、日常生活の支援の状況となります。総合支援法に基づく福祉サービスの延べ利用者数を見ますと、4年度末現在で、延べ1万8,772人で、4年前に比べ2,771人、17.3%の増加となっています。内訳で多いのは日中活動系サービスで、次いで訪問系サービスとなります。

次に10ページ、こちらはサービスの給付額になります。4年度末現在で、25億335万円で、4年前に比べ約4億6,000万円の増加となっています。内訳で多いのは、日中活動系サービス、次いで居住系サービスとなります。

11ページからは、昨年度実施した実態調査の結果の抜粋などもございまして、今年1月の部会でご説明したところと重なる部分もありますけども、幾つかご紹介します。

初めに、11ページの日常生活に必要な介助・支援について、在宅の方にお聞きしたところ、調理・掃除・洗濯等の家事が最も多く、次いで、区役所や事業所などの手続、日常の買物となりました。一方で、介助や支援は必要ないというのが4割を超えています。

次に13ページをご覧ください。今後希望する生活について、こちらは施設入所の方にお聞きしましたところ、「現在の施設で生活したい」が最も多く、次いで、「施設を退所して、グループホームなどで生活したい」、「別の施設で暮らしたい」の順番となりました。

14ページをご覧ください。地域で安心して暮らすために必要な施策について、在宅の方にお聞きしましたところ、「障害に対する理解の促進」が最も多く、次いで、「経済的支援の

充実」、「医療やリハビリテーションの充実」となりました。

16ページをご覧ください。今度は相談支援と権利擁護の状況についてとなります。初めに、困ったときの相談相手について、在宅の方にお聞きしたところ、家族や親族が最も多く、次いで医療関係者、友人・知人となりました。

18ページをご覧くださいますと、まずは、社会福祉協議会が行っている成年後見制度の相談件数などの状況です。4年度で、相談件数1,495件で、4年前に比べると120件増えています。また、社協が受任している法人後見受任件数は、4年度は7件で、おおむね横ばいで推移しています。

次に、障害者虐待防止センターの相談件数などのグラフでして、4年度が24件となっています。また、虐待認定件数は、平成30年度以降、0件から2件で推移しています。

19ページをご覧ください。今度は障害者の就労の現状です。仕事で困っていることを在宅の方にお聞きしたところ、「工作中的体調の変化に不安がある」が最も多く、次いで、「賃金や待遇面で不満がある」、「調子が悪いときに休みが取りにくい」となりました。

21ページです。就労のために希望する支援について、在宅の方にお聞きしたところ、「自分に合った仕事を見つける支援」が最も多く、次いで、「就労に向けての相談支援」、「企業等における障害理解の推進」となりました。

22ページをご覧ください。こちらは、子どもの育ちと家庭への支援の現状となります。まず、障害児通所サービス等の延べ利用者数は、4年度末現在、1万2,688人で、4年前に比べると3,437人、37.1%増加しています。

23ページは、サービス費の給付額の状況でして、4年度の給付額は6億5,000万円余り、4年前に比べると2億2,700万円余り、約1.5倍の増加となっています。

24ページをご覧ください。日常生活で困っていることをお聞きしましたところ、「将来に不安を感じている」が最も多く、次いで、「友だちとの関係がうまくいかない」、「緊急時の対応に不安がある」となりました。

26ページ、ここでは、地域で安心して暮らすために必要な施策についてお聞きしたところ、「幼少期・学齢期からの教育・育成の充実」と、「周囲の人の障害に対する理解の促進」が5割を超えています。次いで、「働くための訓練・就労に向けた支援の充実」、「仕事を継続するための支援の充実」となりました。

次に、28ページをご覧ください。ここでは、バリアフリーの推進の状況となります。外出時の困り事を在宅の方にお聞きしたところ、「疲れたときの休憩場所」が最も多く、次いで

「歩道の段差や傾斜」、「自動車・自転車に危険を感じる」となりました。

30ページでは、同じ質問で、今度は児童の方ですけども、「外出するのに支援が必要である」が最も多く、次いで、「自動車・自転車に危険を感じる」、「トイレの利用」となりました。

32ページでは、合理的配慮に必要なことを在宅の方にお聞きしたところ、「合理的配慮事例の周知・啓発」が最も多く、次いで「民間事業者等に対して合理的配慮の提供を支援する助成」と、「バリアフリー化や情報保障のための機器の導入」となりました。同じ質問で、児童の方では、「合理的配慮事例の周知・啓発」が、同じく最も多く、次いで、「民間事業者に対しての合理的配慮の提供を支援する助成」、「筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション対応」となりました。

最後に34ページをご覧ください。こちらは、防災・災害対策の現状についてです。災害発生時の困り事を在宅の方にお聞きしたところ、「薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安」が最も多く、次いで、「避難所で必要な支援が受けられるか不安」、「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」となりました。同じ質問で、児童では、「一人では避難できない」が最も多く、次いで、「避難所で必要な支援が受けられるか不安」、「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」となりました。

以上、実態・意向調査の結果やデータをお示しし、障害者・障害児に係る現状についてご覧いただきました。新しい計画をつくるに当たりましては、現状を踏まえていくということになりますので、今ご説明したことですとか、資料をご覧いただいて、不足していることですとか、力をより入れていくことなど、現状をつかむことが大変重要になるというふうに考えております。

議題3のご説明は以上でございます。

高山部会長：はい、ありがとうございました。

取り巻く現状について説明いただきましたが、最初に、何かご質問があればと思いますが、いかがでしょうか。

武長委員、どうぞ、お願いします。

武長委員：公募委員の武長です。よろしく申し上げます。

18ページの、障害者虐待防止センター相談件数の推移というグラフについてなんですけども、虐待の相談って、虐待の種類ごとにもいろいろあると、従事者の方とか、使用者の方とか、養護者の方とかいろいろあると思うんですが、この相談件数って大体どういう割合なんでし

ようか。ちょっと教えていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

障害福祉課長：事務局です。こちら、内訳については今、手元に資料がございませんで、こちらも、お渡しできるかどうか含めて確認させていただきたいと思ひます。

武長委員：ありがとうございます。

もう一点なんです、以前、どこかの新聞の調査を見たんですが、職員による虐待の認定率が、基本、全国平均、自治体で20%ぐらいという情報があつて、結構格差があると。島根県が一番高かったのかな、何か3割ぐらいで認定してひて、ほかはすごく低いところもあるみたいなことで、認定率が極端に低いということになると、相談件数に比して低いということになると、それは相談があつても対応し切れていないんじゃないかみたいなことが疑われるみたいなことを記事として見たことがあるんですが、本件、令和4年度、24件の相談件数があつて認定が0件ということになってひて、割合でいくと0%ということになるんですが、この辺り、こういう認定の件数となっている理由というのは、何か把握してひらっしゃることがあつたら、ちょっと情報提供いただけるとありがたいです。よろしくお願ひします。

障害福祉課長：事務局です。相談が入つたときに、センターのほうであらかじめ決めたフローがございまして、それに沿つて、関係者が集まりながら協議し、調査を必要に応じて行つてということをやっているわけなんですけども、件数自体は24件ということで、あるのは、虐待防止センターが、そういう相談先があつて、まずは連絡をすればいいというような流れをご理解いただいているということの成果だというふうに受け止めておりますが、一つ一つの事案を見ていきますと、やはり、フローに沿つて協議しながら決めていく中で、虐待には当たらないというふうな結論を一つ一つ出してひつた結果がこちらになっているということになります。

武長委員：ありがとうございます。そうすると、全国平均は2割ぐらいとか、ある程度、これよりはあるけれども、文京区は、4年度は0%だつたと、そういうことですね。何か障害福祉課さんのほうの、虐待防止センターがどうというわけではないんですが、全体として、別件で、私、弁護士をしておりますので、文京区の法令の虐待の案件とか、いろんな虐待の案件をいろいろ見聞きしたり相談を受けたりするんですが、虐待のほうの、なかなか対応の、認定の仕方というか、認定した後の対応とかがすごく、フローがあまりしっかりできていないんじゃないかと散見されるようなところがちょっとありまして、障害の案件ではないんですけども、何か今回ちょっと気にして見ていたところ、このグラフを見まして、

この数字が、調査した結果、虐待認定に必要がないような案件ばかりだったということであれば、本当にいいんですけども、それが、対応し切れないことによって認定を避けているようなケースが、障害に限らずですけども、文京区、ちょっとあると、人権擁護の観点からちょっと不安だなと思ひまして、ご指摘させていただきました。ご回答ありがとうございます。

高山部会長：ありがとうございます。

そうですね、ここ、ちょっともしかするとこれ、障害者虐待防止センター、今、障害者虐待防止センターというところで、例えばパンフレットがあったり、打ち出しをしているんですけど。今、どこの自治体も、障害者虐待防止センター、あまり名乗らなくなっちゃったんですね。何かちょっと、この名称が云々で。文京区はこれを打ち出ししているんですか。基本的には障害福祉課が受け止めるわけですよ。その電話番号だとかというのは、障害者虐待防止センターというところで受け付けるんですけど。

障害福祉課長：文京区では打ち出しをしております、24時間相談いただけるというふうにしております。

高山部会長：はい。

障害福祉課長：その点も含めて、PRには努めているところになります。

高山部会長：基本的には、例えば養護者と、それから障害者福祉施設従事者等と、もう一つは使用者ですよ。という意味では、そこの内訳なんかもちょっと見えにくいわけですよ。

それから、もう一つは、知的障害者の人たちが一番虐待を受けているという率があるんですよ。6割から7割。しかし、その方々って電話できないですよ、相談、本人が。といったときに、どうなっているのかということは、実は極めて内在化している部分がいっぱいあるような気がしますねということですよ。だから、そういう意味では、何となく、0件ということなだけで、実態はこんなもんじゃないですよということだと思ひるので、ここはどういうふうに考えたらいいかということがありますよね。という意味では、その16ページのところでも、困ったときの相談相手ということに関して、圧倒的に家族や親族が多いわけですけども、まあ、もし養護者の中にそういうのがあったときには、ここに言っても意味がないわけですよ。ということから分析すると、いろんな重層的な支援の、あるいは相談の在り方が必要かもしれませんね。ありがとうございます。

障害福祉課長：篠木委員、お願いします。

高山部会長：篠木委員。じゃあ、山口委員、次でいいですかね。

じゃあ、篠木委員、最初にお願いします。

篠木委員：公募の篠木です。よろしくお願いします。

この現状なんですけれども、文京区の障害者実態・意向調査報告書からの抜粋ということ
でよろしいのでしょうか。

高山部会長：はい。

篠木委員：こちらでは、割と詳細と書かれているところが、ざっくりとこちらで編集されて
いるんだと思いますが、34ページの防災・災害の対策について、全体に、この表で言える
ことなんですけど、一番多いところに色かけがしてあってというところなんですけど、一般
的には、もしかしたらこういうふうに表記されるほうが見やすいのかもしれないんですが、
僕的には何か、視覚的にここだけが注目されちゃって、本当にこの表で、ここだけを注目
していいのかなというふうに思ってしまうんですね。例えば、音声・言語・そしゃく機能
障害、48.1とあるんですけど、ごめんなさい、「一人では避難できない」というところ
があるんですけど、そこには、「助けを求める方法が分からない」というところが32.5とか
であって、避難できないというところが、ほかの、助けを求める方法が分からないから一
人では避難できないんじゃないかとか、何かそういう読み解き方をするとき、こういう
ふうに色かけしちゃうと、何かここだけに注目しちゃって見えにくいなというふうに個人
的には思ったのと。同じような感じで、知的障害も、「一人では避難できない」というの
が56.7あるんですけど、助けを求める方法が分からないんだらうなというのが35.1とかあつ
たりとか、「避難所で必要な支援が受けられるか不安」というところも多くありまして、
これは災害発生時の困り事なんですけど、内容を見てみると、発生時に助けを求める方法
が分からなかったりとか、一人で避難できないというのものもあるし、その後の避難所の支援
が受けられるか不安という、発災時と発災後というふうに、もしかしたら分けたほうが見
やすい表になるのかなというふうに、ここから読み解けました。

感想です。以上です。

高山部会長：ありがとうございます。そうですね。これは何か、どこが高いとか低いとかと
いうことじゃなくて、この表からどういような支援というものが必要なのかということ
を読み解くことが必要ですよねということになりますよねという意味ですよ。ありがと
うございます。

今、ちょっと情報なんですけど、今日ちょっと時間あるので。

実は、東洋大学は避難所の一つになっているんですね、文京区と提携で。私、今そういう立場にいるものですから、特に東洋大学は、トイレが幾つか、たくさんあるわけですよ。それから、バリアフリーも比較的進んでいる建物が多いわけなので、そういう大学みたいなものを、特化した形での、あるいは高齢者だとか障害のある方の避難所というところを位置づけて、そして、いつ来るか分かりませんから、今、大学の学生たちや教職員たちも、避難所になるかもしれないということにおいて、例えば夜間、教室を使って避難の場所をつくる、段ボールを使ってつくるとか、そういうのを今、訓練し始めたんですね。そういうものをもっとやっていく、そして、特に障害のある方々の避難所というものの内容、第一義的な最初の避難所のところの場所を、近いところが分かるような形と、それから、その内容をしっかりとフォローできる形を、何か共同でできるようなことをしていく必要があるんじゃないかなと、ちょっと思っていますし。そういう意味では、文京区、そういう大学等々がたくさんありますので、社会資源をきちんと使っていくような方向性を打ち出していくようなことがあるかなと思いますので、そのときに、今、篠木委員が言われた、この読み解き方のところというのは重要なポイントになってくるかなと思いました。ありがとうございます。

じゃあ、山口委員、どうぞ。

山口委員：山口です。

先ほどの虐待のところについてなんですけど、私も、相談件数が多いのにゼロという、認定がされないというところを、ちゃんと解釈しないといけないと思っていまして、虐待防止の講演会を3月にやったときに、又村さんという講師の方から、虐待防止法の趣旨は、要するに、虐待を防止することなのであって、相談されて、認定されないから問題がなかったではなくて、そういうことが起きないようにいろいろ配慮するという、問題提起になるというお話がありました。

実際、私も相談を受けて認定されなかったというケースがあったんですが、やっぱり、今の障害者計画の中にも、相談支援と権利擁護における課題として、そこの虐待防止センターの相談件数の下に枠が設けてあって、課題を表記してあるんですね。そういうことを次の計画でもしてほしいということと、今示されているのは、本当に統計が示されているだけで、どういうふうに解釈しているかというところのコメントがないので、本当に、次の計画にどういうふうに進めていくのかというのが見えてこないで、そこのコメントもちゃんとつけてもらいたいと思います。

高山部会長：こちら辺、どういうふうになっていましたっけ。計画のところの策定において

は。

障害福祉課長：計画上の、現計画の話で、ちょっと今、調べておりまして、少しお時間をいただければと思います。

今日ご覧いただいた、24件あって認定が0件というお話で、数字の捉え方に様々感想を持たれたと思いますが、障害福祉課であるとか、あとは保健所、そういうメンバーが一緒になってやっているわけなんですけども、実態を言いますと、24件、一件一件、実態としては、我々も本当に全力でやっているというのは実情なんです。現場がどうなっているかということとは、実際調査することもありますし、聞き取りですとか、当事者の方とお会いすることもあります。様々な情報を集めた上での一つ一つの判断ということにさせていただいているので、そういうふうに取り組んでいる現場があるということは、少しでもご理解いただけたらなということは思っております。

あと、計画上の、そうですね、大事な指標、項目でありますので、こちらは、現計画を踏まえながら、皆様と一緒に何を書き込むかというところを考えていけたらなというふうに思っております。

以上でございます。

高山部会長：そうですね。この虐待の問題は、障害のある方だけの問題じゃなくて、子どもの虐待はもっとありますし、それから高齢者虐待もあるわけですよね。法律もあるわけがありますから。これは、ほかの計画のところも含めて、同じことを打ち出していかないといけないですね。福祉保健計画としてということもありますので。今の篠木委員や山口委員のご意見や、これって、障害のところだけじゃなくて、子どもも、あるいは高齢者のところも、これをフィードバックしていくということは必要かなと、そう思いましたので、その記載の仕方については次回までに検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

ほかにはいかかでしょうか。松下委員、どうぞ。

松下委員：文京槐の会の松下でございます。

自立支援協議会の権利擁護専門部会でも、たしか以前、こんなお話があったかと思うんですけど、今の18ページの虐待防止の上のところですね。成年後見制度の相談件数及び受任件数の推移というところなんですけれども、この数字は、障害者の相談であったり、障害者の件数ではないんじゃないかなと思うのですが、その点、いかがでしょうか。多分、社協が受けている総数が上がっているんだとしたら、ここに挙がる意味があまりないんじゃないかと

思いますので、いかがでしょうか。

高山部会長：そうですね、はい。いかがでしょうか。

障害福祉課長：事務局です。ご指摘のとおり、こちらは障害、高齢を分けずに件数を載せているところでもありますので、私たちの部会で検討する上では、分けて捉えたほうがより正確だなというふうに受け止めさせていただきました。この点については、事前に対応できておりませんで、申し訳ありません。

高山部会長：障害のほうは少ないはずですよ。

松下委員：ほぼゼロに近いんだと思いますね。

高山部会長：ないですよ。

松下委員：ですから、この数字を見ても、何も、と思います。

高山部会長：これって例えば、今この10件、7件、7件、5件、7件になっていますが、これって、その年に7件、その年に5件、その年に7件というところ、新しい受任件数なんですか。

障害福祉課長：こちら、新しい件数、積み上げではないかと。年度末現在の件数だということと理解しております。もし違っていたら、すみません、後ほど訂正させていただきます。

高山部会長：そうですね。この辺もちょっと、今、松下委員が言われたように、障害のところも含めて、ちょっと整理させてください。お願いします。

障害福祉課長：向井委員でしょうか。高山部会長、向井委員が。

高山部会長：向井さんですか。では向井さん、お願いします。

向井委員：放課後等デイサービスカリタス翼の向井です。調査のまとめ、ありがとうございます。

一つ確認というか、相談支援と権利擁護、(3)のところ、困ったときの相談相手が在宅の方になっているんですけど、これ、18歳未満の方の困ったときの相談相手は、ここに含まれているのかどうかというところ、実態・意向調査では、18歳以下の方の困ったときの相談相手って、たしか調査では入っていたかなと思うんですけど、それがもし入っていないとしたら、ちょっと気にかかる場所がありまして、24ページの日常生活で困っていることの中に、困ったときに相談する相手がないという項目もありますので、特に日常生活で困っていること、将来に不安を感じているというのは、これは親御さんが書いていらっしゃるはずなので、親御さんの相談の場所ってやっぱり必要なのかなと思うと、そこの実態・意向調査で出ている結果をぜひ教えていただけたほうがいいのかと思いました。よろしくお願ひします。

高山部会長：ありがとうございます。

障害福祉課長：事務局から。

高山部会長：お願いします。

障害福祉課長：向井委員がおっしゃったとおり、今回お示しした資料には、障害のあるお子さん、18歳未満の方の結果というのは載せていないんですけども、前回の部会の中でも共有させていただいたとおり、障害のあるお子さんの場合、相談相手、困ったときの相談相手としては、児童発達支援とか放課後等デイサービスの事業所の職員の方というのが家族以外では最も多い結果となっております。数字でいうと、家族・親族は78.6%、次いで、児発・放デイの方は54.9%というふうになっております。そもそもこの質問項目を設けるに当たっても、この部会で、以前の調査では、放デイ・児発の方は入れていなかったものを、今回新しく入れて調査した結果、このようなデータが得られたということで、この辺りは計画策定に当たって大変重く受け止めていくようなデータであるというふうに私自身は考えております。すみません、補足させていただきました。

高山部会長：ありがとうございました。次、よろしいですか。大井手委員、どうぞ。

大井手委員：ちょっと本筋、今の3番に限定しない話になってしまうのですが、7月に毎年、区政を話し合う集いというのが、区長を囲んでありまして、各障害者の団体から要望書が出て、それに対する区からの回答を聞くという会があるんですけども、その区政を話し合う集いに各団体から出された要望書というのが、現状を踏まえて、それに対してこうしてほしい、ああしてほしいというのが、まさに書いてあると思うので、それが、もう5月中に、多分、全団体から出ているんじゃないかなと思うので、それも、どんな要望がその団体から出て、それがどのように新しい計画の中に取り込まれていくのか、いかないのか、そのような見方もあってもいいのではないのかと思うんですが。

高山部会長：いかがでしょうか。そうですね、私は、その何とか区長とのやり取りのことは、何か1回も見ることがないし聞いたことがないんですけども、それも一つの、当事者の方々の声を反映する一つの材料にはなる可能性がありますね、確かに。

大井手委員：かなりまとまった要望がそこに出ていて、毎年そういうことをやっています。ただ、各団体からの要望に対しては、なかなか区のほうでも応え切れていないという部分があるように思いますので、一度、部会の皆さんに、どのような要望が各団体から出ているかというのは、よければ配付していただいたら、皆さん参考になるかとは思っています。

高山部会長：それ、オープンにやってよろしいのであれば、ぜひ見てみたいと思いますよ

ね。

障害福祉課長：事務局です。大井手委員がおっしゃった区長との対話については、結果はホームページなどでお知らせをしていますので、その範囲で皆様と共有させていただくことは可能であるというふうに考えております。一方、これから計画をつくっていく上でですけども、その上で、その内容をこの部会で話し合うということは、ちょっと事務局としては、直接話し合うということよりは、事務局において部会のための資料を作成し、皆様に見ていただく、その過程において、様々な団体からいただいているようなご意見というものを踏まえていきたいというふうに考えております。

高山部会長：どうぞ。

大井手委員：各団体から出ている項目だけでもいいと思うんですよね。細かいことはいいから、どういう内容の項目が出ているよということぐらいは開示してもらってもいいんじゃないでしょうか。それが、どの程度新しい計画の中に織り込まれていくのかが分かればいいかなと思います。

高山部会長：はい。じゃあ、そのような形で、工夫していただいて。

障害福祉課長：可能な範囲で、受け止めさせていただきました。

高山部会長：よろしくをお願いします。

ほかに、平井委員、お願いします。

平井委員：すみません。復生あせび会の平井です。よろしくお願ひいたします。

13ページのところなんですけれども、私がちょっと、今回この資料しか見ていなくて、ほかの頂いた前回の資料と見比べていないので、含まれていたら大変申し訳ないのですが、今回、精神科の入院の方に対しての調査をしていただいたかなと思うのですが、それが、退院後の希望というような形であったかと思うのですが、ここに数値が反映されているのかどうかというのが一つ知りたいことと。あと、前回の計画では入院の方々への意見聴取というのがなかったので、ここの調査の数字のところ、反映されていないのかもしれないのですが、障害者のプランというようなところで、前回出していた精神科の入院の数値のところを何らかの形で反映させていただけるとありがたいなと思いました。

以上です。

高山部会長：そうですね。今年、長期入院というか、入院患者の調査をしましたけど、そこはどうでしたか。入っていないですか。

障害福祉課長：今回の資料には載せていないんですけども、前回の部会ではお示しをして

おりまして、平井委員ですとか瀬川委員から、予想していた結果とあまり変わらなかったというようなご意見をいただいて、なるほどというふうに思ったところがありましたけども、長期入院施設にいる方の地域移行という点に関しても、計画の上での視点となりますから、これについては次回以降の検討の上で含めていきたいというふうに考えております。

したがいまして、今回の資料、中には載っていないということで、今日ご覧いただいたのは施設入所支援の訪問サービスを受けている方に対する調査結果ということになります。

以上でございます。

平井委員：ありがとうございます。

高山部会長：はい、そうでしたら、ありがとうございます。

じゃあ、藤枝委員、お願いします。

藤枝委員：はい、障害者就労支援センターの藤枝と申します。

質問ではないんですけども、資料第3号のところで、手帳の所持者の人数の推移のところなんですけども、もしこれは可能であればなんですけども、今回計画を立てていく上での年度というのが令和6年度から令和8年度の計画になるかと思うんですけども、令和6年度から令和8年度にかけての統計処理がどこまでできるかというところもあるんですけども、変化の予測といたしますか、その辺りの数字もあると、今後の例えばサービス量であったりとか目標を立てていく上でも参考になるのかなと思ひまして、就労支援センターの登録者の方も、こちらの手帳の所持者の方の増加率とほぼ同じぐらいの比率で増加しているというのもありまして、恐らく手帳所持、お持ちの方の変化に伴って各サービスを利用される方も増えていく部分もあるのかなというふうに感じています。

以上になります。

高山部会長：はい、ありがとうございます。今後の推移のところですよ。計画というか、そういう推移のところをどういうふうに、それがあって計画とあるのかもしれませんけれども、そこら辺のところって今、就労支援センターのほうの何かいろいろな計画なんかは、そういう推移的なところが入っているんでしょうか。

藤枝委員：計画の数値の中には、目標値という形では入っているんですけども、例えば今後の手帳所持者の方がどれぐらい増えていくのかとか、それを含めた上で数値目標も立てていけると、よりいいのかなと。

高山部会長：いいですよ。そういうときに、いわゆる、例えば今度、令和6年からですけども、その3年後までということになりますけども、そのときの推計の出し方という、その基

準、その出し方が、どういう形で出すスケールがあるのかというか、これは、いろんなところで統一しなきゃいけないということになりますよね。

この辺、どうですかね。こういうのってできますかね。

障害福祉課長：事務局です。

藤枝委員の最初のご質問にある手帳所持者数の予測ということは、計画上、前回まではしていなくて、今回も同じようなやり方がいいのかなというふうに思っておりますけども、一方で、サービスの需要見込みということは計画の中心となってきますから、そこはサービスの内容によって増えていく、あるいは横ばいが続くようなことを予測しながら、数値目標は作っていくというふうに考えております。ということでございます。特に、子どもに関するところが今後増えていくだろうというところは、肌感覚としては持っているものなので、そこをどう数値化していくかというところは一つ大事なポイントなのかなというふうに思っております。

以上です。

高山部会長：ありがとうございます。ここら辺も宿題とさせていただいて、次回までに整理をしていきたいと思えます。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

障害福祉課長：向井委員から。

高山部会長：向井委員、どうぞ。

向井委員：度々すみません。先ほどのお話を聞いて、「あっ」と、ちょっとふと思ったのが、手帳に関して、今、手帳のない人ですよね、いわゆる発達障害と言われるような手帳のない方たちの支援ニーズってめちゃくちゃ高くなっていて、それは実態・意向調査でも、手帳がないけどサービスを使っている方が増えているという結果がたしかあったかなと思うんですよね。お子さんの手帳所持者を見て、やっぱり精神障害児と書いてある中に、恐らく一定数の発達障害児が入っているかなと思うんですけど、調査がしにくいところではあるんですけど、今後、手帳のある方だけではなくて、手帳のない方、手帳がないんだけど、人との関わりとかに困難さがあって、でも、その方たちが一定数、子どもの頃いたとしたら、18歳以降、じゃあこの子たちはどうするんだろうというか、地域に出ていく中で、どういうふうにライフステージに沿った支援をしていけるんだろうというところは、結構これ緊急の課題かなと思っているところがあって、そこをこう、手帳のことに関して言うと、今、発達障害ってなかなか、認定制度がないので数字として表れにくいんですけど、実

態・意向調査でも、手帳がないけどサービスを使っているという項目がたしかあったと思うんですけど、そういったところからうまく引き出せると、今後大事になるのかなと思ったので、提案させていただきます。すみません、お願いします。

高山部会長：この件も、ある意味で、支援という意味では大切なところだと思いますね。療育や教育や、あるいは福祉との連携になるわけでありませけれども、これが一貫してないわけだから、こういうことになってしまうということになりますから、ここのところも、これをどう計画に落とし込んでいくかというのは難しいですけども、ここのところを踏まえて分析をしていくということですね、計画に落とし込んでいくこともちょっと考えるところができるといいと思いますね、確かに。ありがとうございます。

ほかに。竹石委員、お願いします。

竹石委員：特別支援連絡協議会の竹石です。

今のお話でちょっと質問なんですけど、9ページの障害福祉サービス等の利用者数で、あとそれに基づく給付額、次のページにもありますけど、子どもは福祉サービスを利用するときに受給者証というのがあるとサービスが利用できるんですけど、それは手帳と別なんですけれども、私の子どもは障害者手帳と愛の手帳を両方取得しているんですが、お友達はほとんど手帳なんて持ってなくて、受給者証というのを持って同じサービスを利用しているんですけど、受給者証の取得人数みたいなものを書いていないと思うんですけど、その辺りはどうなのかなと思って、このサービスを利用しているのは、ほとんど手帳を持っていない子どもなので、子どもの場合は。なので、そこはどういうふうに、受給者証を持っている子どもたちの人数はどういうふうにカウントしているのかなというのを、ちょっと質問させていただきます。

高山部会長：お願いします。

障害福祉課長：受給者証でサービスを受けていらっしゃるお子さんのことなんですけども、人数というのを正確に今この場で申し上げるということに代えまして、ちょっとお話ししますと、今日の資料第3号の6ページをご覧くださいと、障害児で手帳のある方は489人というふうになっています。

一方で、昨年の実態・意向調査は、手帳のあるお子さん、それから受給者証のあるお子さんを対象としていまして、このときに調査対象とさせていただいた人数が878人です。一つの考え方ですけど、その差分、約400弱というのが受給者証のあるお子さんということなのかなというふうな受け止め方が一旦できるかなというふうに思います。

実は、受給者証のあるお子さんの対応というのは、区役所の中の話になりますが、障害福祉課とは別の部署でやっているものなので、その辺りの情報というのは、また必要に応じて共有しながらというふうに思っております。という回答でよろしいでしょうか。

竹石委員：ありがとうございます。手帳を持っていても、受給者証も持っていないとサービスは受けられないので、手帳と受給者証は重複しているというか。なので、例えばうちの場合だったら、障害者手帳、愛の手帳、それと当然、受給者証。受給者証はサービスを利用するために、区のサービス等々、デイサービスとか福祉サービスを利用するために必要なものなので、手帳だけ持っていても利用できないので。なので、サービスを利用している子どもというのは、多分、全員受給者証を持っている子どもということになると思うので、受給者証を持っている子どもの人数の把握は必要なんじゃないかなというふうには思います。ありがとうございます。

高山部会長：そうですね。ここはちょっと、受給者証のところに関しては障害福祉課じゃないというところでありますけれども、しかしですよ、ですけど、そうじゃないですよ、やっぱり。計画の中には対象者になるわけでありますよねということですよ。

障害福祉課長：すみません、訂正をさせていただきます。

障害者手帳、身体とか愛の手帳、精神障害者の手帳のないお子さんで障害児の通所サービスを利用される場合には、受給者証のみが交付されるんですけども、そういうお子さんは、障害福祉課とはまた別の部署でやっているというような役割分担がありまして、手帳のあるお子さんの受給者証は障害福祉課でやっているというようなことで、そういった中の事情ではありますけども、いずれにしても、サービスを利用するお子さんが必要なサービスを受けられるようにというのは計画に書き込んでいく必要があることだというふうには考えております。

高山部会長：竹石委員、よろしいですか。

竹石委員：ありがとうございます。初めて知りました。受給者証が出るところが、手帳を持っている子どもと持っていない子どもでは別だということも知らなかったので、勉強になります。ありがとうございます。

高山部会長：ほかにはいかがでしょうか。まだ、この今日の資料は全てを網羅しているわけじゃなくて、先ほど平井委員が言われたように、精神疾患の方の入院のところがないですけども、もし何かお気づきで、そういうところも含めてどうなのかとかということも含めて、いかがでしょうか。

障害福祉課長：篠木委員から。高山先生、篠木委員がお待ちになっています。

高山部会長：篠木委員、どうぞ。

篠木委員：すみません。今回のこの資料、第3章の現状だけだと、調査報告書を僕は読んでいるんですけど、何かこっちにも重要なことがいっぱい書かれていて、特に、データで出ているもの以外にも、自由記述なんかがすごく大事だなと思っていまして、次の計画をつくるに当たっては、やっぱりこういう自由意見、せっかくアンケートを書いてくださって、しかもそれを文章にして、こういうところが分からないんですとか、そこら辺をしっかりと書いてくださる方の意見というのは、しっかりと受け止めないといけないんじゃないかなと思っていまして、いろいろ書いてありますけど、例えば親が死んだら障害のある子は世話をどうするのかとか、そういうふうなところは、例えばこのアンケートを書いてくださった方にきちんとフィードバックがあるのかなとか、それこそ成年後見だったりを紹介したりとか、いろんな方法があると思うんです。

あと、災害のところでは、障害者も合同で避難訓練に参加したいという意見があったりとか、何かすごく、自由意見のところもしっかりと、この次の計画策定に入れてほしいなという意味も込めて、何かその辺りも今回の資料に入れてほしかったなというふうに思っています。

以上です。

高山部会長：そうですね。今、報告書を読まれているわけですね、今。篠木委員はそういうことですね。

篠木委員：そうです。報告書、これは抜粋されているんですよ。

高山部会長：そうですね。そうそう。そういう意味では、報告書は厚い。あんな厚いの読みたくないわけですよ、はっきり言うと。だけど、抜粋のほうは、まさにいろいろ載っていますので。それが、今回もう少しその資料がそこから出てくるとよかったですねということですよ。

篠木委員：そうですね。

高山部会長：それも含めて、事前に我々委員に事前配付資料という形で少し整理をしていたくといいかないと思いますので、それもよろしくお願ひしたいと思います。篠木委員、ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。何か就労系の辺り、あるいは日常生活の困り感とか、合理的配慮、防災、災害ですね、こういうところが出ていますけれども、いかがでしょうか。よろ

しいですか。

これ、この計画というのは、いわゆる行政が立てる計画ですので、皆さんのお立場からすると、いろんな支援の在り方や方法だとか、あるいは社会資源の足りなさというのも現実にあるわけで、そこら辺のところはいつも強調されてくるんですけども、そこら辺のところはなかなかこの計画に反映されにくいですよ、現実的には。いわゆる今、現状の推移であるとか、あるいは予算というものが背景に入りますから、その予算の範囲内でのところというところでは、どうしても、一気に解決が難しいようなところで収まってしまおうというところが繰り返されてきているところに関しては、多分これは障害福祉課であったとしても、いろいろ葛藤を抱えながらつくらざるを得ないという形になってしまっているということになるわけでありましてけれども、いずれにせよ、今日、松下委員は自立支援協議会の権利擁護部会の部会長ですし、今いませんけれども、瀬川委員も就労支援部会の部会長ですし、向井委員は、今年から子ども部会がスタートしますということですとありますので、ここら辺の自立支援協議会との兼ね合いみたいなものも出てくるんじゃないかな、藤枝委員もおられますけれども。という意味では、これの現状であるとか、この計画って、自立支援協議会の中での議論というところともリンクしてくるんじゃないかなと思いますので、ぜひこれも、やり取りのところのつなぎ役をしていただけるといいなと思いますし、逆に何かそこら辺のところがありませんかね。

住友委員、いかがですか。ずっとここに、計画に携わっていただいていますけども。

住友委員：住友です。よろしくお願いします。

34ページの防災とか災害、先ほども意見をお聞きしていた中でなんですけれども、これは障害者全体に関わることで、個別には、個々にいろいろ問題点とかアンケートが出ていますけれども、災害に関しては本当に障害者、どの障害者に関しても関係のあることで、すごく重要なことだなというのは、ずっと前から思っているんですね。

今後、この表の中でも、不安の項目ばかりがいっぱい出ていて、まさにこのとおりで、自分たちが災害に遭ったときには本当にどうしたらいいのかなというのが、皆さんどのお子さんを抱えていても、家庭でも、感じていることだと思います。今後、これに対して、どういう計画というか支援というか、区のほうで考えていくことになると思うんですけども、福祉避難所が前年度で24か所あるということは、少しずつ増えてはいるんですけども、災害時において、必要に応じて開設するという項目も、福祉のてびきを見ると出てはいるんですね。場所も明記はされているんですけども、多分、皆さん、それを読めば分かっている方

はいらっしゃると思うんですけども、日常的にどこが福祉避難所なのかよく分からないというのも実際にあると思います。多分、障害を持っていたり、家庭だったり、お子さんが小さかったり、障害の様子によっては、連れていくことは難しいとまず頭に、親としては、家庭では思うと思うんですね。そうなったときに、でも自宅で避難ができなかったときはどこかに行かなければいけない。でも近くに避難所がない。まして、福祉避難所は限られたところしかない。でも、すごく障害があるためにいろんなケアが必要だということは、皆さん抱えながら、家庭では思っていると思うんですね。そういう明記の仕方とか、ここに行けばある程度の支援が受けられるよというのが近くにあるということがすごく重要なことだなというふうには思っているんですね。それは障害にかかわらず、皆、市民の方、全部そうだと思うんですけども。それで、地震とかも近々に起きたりして、不安がきつと、もつともつ膨らんでいると思うんですね。そうなったときは、うちはどうしようという思いとか。そういうことに関しても、すごく不安の大きな、もうほとんどが、不安がいっぱい明記されている中で、今後どうしていくのかなというのは、ちょっと当事者としてはすごく考えていることなので、今後、どのように支援の在り方というのを、もうちょっと分かりやすく、場所とかももうちょっと分かりやすくしていく方法を考えていくということも、今後のことだと思いますけれども、必要なことかなというのはちょっと思っています。

以上です。

高山部会長：ありがとうございます。そのとおりですよ。福祉避難所というところの機能って、本当に福祉的な避難所になっているかどうかも含めて不安なところがありますよね。

それから、まさに、環境が変わってしまうことによって不安定になってしまうという、そういう特徴がありますからね。というところにおいて、本当に、現実的に避難できるのかということというのは非常に難しい問題というのがいっぱいあるところの、シミュレーションみたいなものをきちんとしていく必要がありますよねということが、まだなされていないと思いますので。これはあれですね、いわゆる、もう障害福祉課だけでは考えられない。考えられないというか、考えられることではないと思いますね。やっぱり防災課があると思いませんか、文京区の中でも。この中で、福祉避難所をどういうふうにしていく、あるいは避難の在り方をどういうふうにしていくのかということ、これは別の次元だと思うんですけども、何かそういう、親御さんの団体も含めて、何かつくっていかないといけないかもしれませんねという感じがちょっといたしました。

障害福祉課長：事務局から、お答えできる範囲でお答えさせていただきますと、やはり、災

害が起きたときに、どう行動すればいいのかという不安を皆さん抱えていらっしゃるということが調査からも明らかになったかなというふうに受け止めておりますが、地震とか災害が起きたときにどう動けばいいかということを、あらかじめご家族で話し合っておいていただくことは、とても地道な作業ではありますが、それが大事だなというふうに思っております。

それで、文京区の場合には、一定の障害のある方については、避難行動要支援者名簿という名簿制度がありまして、それに載るに当たって、個別の支援計画というものも立てているところでありますので、その支援計画を考えていくことを通じて、地震が起きたら、じゃあどこに行けばいいかとかいうようなことを決めて、理解しておいていただくということ、これを引き続き、今もやっていることでもありますので、引き続きやっていこうかなと。

あと、避難行動要支援者名簿に載ることによって、近隣の方、町会の方であったり民生委員の方にも情報が共有されますので、共有してもいいという方については共有されますので、なので、自分たちだけでなく、地域の中で支え合いにつなげていきたいというような考え方も取組を進めておりますので、一つ一つ、地道ではありますが、そういったことが大事であるというふうに思っております。

一方で、福祉避難所を整備していくということも併せて、いろんな観点からの取組が大事であるというふうに思っております。

以上です。

高山部会長：はい、ありがとうございます。

柴崎委員、お願いします。

柴崎委員：民生・児童委員の柴崎です。

今ありました要支援者の話なんですけど、民生委員に情報は、ご本人様またはご家族の了解がないと民生委員のところには情報が入ってまいりませんので、民生委員としても、どなたが支援を求めていらっしゃるのか分かりにくい、ほとんど、2割ぐらいしか民生委員のところに来ていませんので、できれば皆さんの登録を増やしていただくようなお話を進めていただきたいと思っております。

それと、私が感じたのは、お子さんの幼少期の教育の問題ですが、これも、この障害の部会だけでは済まないと思うんですけども、区立の小学校の中に特別支援学級が、前よりは増えましたけど、ないところも結構ございまして、お母様たちが一つ学区の違うとこ

ろまで連れていらしたりしているのです、文京区全体の区立小中学校に特別支援学級をつくらせていただけたらなと思っております。

以上でございます。

高山部会長：そうですね。先ほどのリストがどう生かされていくかというときに、民生委員の方々というのはまさに重要な位置を占めてくると思っておりますので、このところ、前から柴崎委員は言われているような気がしますが、どうやって推進していくのというのは分かりませんが、ここを一つ。

民生委員の方も今、自立支援協議会の当事者部会と連動しながら、障害の理解ということと一緒にコラボレーションして進めているところでありますので、ぜひそういう意味では、避難のところにおける民生委員の方々の活動というのは重要なポイントだと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、特別支援学級のことに關してですね。どうですか、竹石委員、何かありますか。

竹石委員：特別支援学級連絡協議会の竹石です。

先ほどおっしゃっていただいて、ありがたいなと思つたんですけども、特別支援学級、やっぱり自分の学区の小中学校でできれば通いたいという子どもが多い中、やっぱり本当のところどころにしかないのが現状で、兄弟が別々の小中学校に通わなければならないとか、兄弟と同じところに通いたいけど支援学級がないから断られるとか、そういうことが本当に多発、周りでもそういう声は本当に聞きまして。私の考えとしては、うちの子どもは本当に重度の知的な障害もあるので、支援学級でもいいのかなというのはあるんですけども、何でもかんでも、支援学級があるから支援学級に行ってくださいみたいなふうに、支援学級があるとそういうふうと言われてしまう現状もあるなというのは見ていて思っていて、インクルーシブと言われてはいますが、支援学級があることで、そっちに行けばいいじゃないみたいなふうに、普通級から支援学級に途中から転級、そして転学という子もいて、そういう子どもの親のことを思うと、何か支援学級というのは一体どういう存在なんだろうということも最近考えさせられているところではあります。

私としては、本当に揺れるところで、支援学級、すばらしいと思う一方で、支援学級があることでそこに閉じ込められてしまう、そこに追いやられてしまう現状もあるのかなという気持ち、本当に難しいところではありますけれども。

それと、もう一つ、今年度から関口台町小学校に新しく支援学級ができたんですけども、今年度から行き始めた方が、あまりにも狭い、環境があまりにも整っていないのではないかと

というふうにおっしゃってしまっていて、つくるからには、やはり、環境の確保がある程度、少なくとも人数が入れる教室の確保だけでもやっぱりないと困っちゃうのかなというのは思っています、今、関口台町は一部屋しか支援級の教室がないと。今年度は7人なので1クラスでいいけれども、来年度以降、もっと希望者が増えて、支援級の人数が増えたらどうするんだろう。1個しか教室がないのに、どうやって、やっていくんだろうということも、この前話に出まして、そういったところも含めて、支援級の設置というのは、進めるにしても、どういうふうに進めたらいいのかということも考えなきゃいけないところなのかなというのは思っています。

すみません、長くなりました。

高山部会長：悩ましいところですね。木口所長、いかがですか。

教育センター所長：教育センターの所長の木口です。

ご意見ありがとうございます。そうですね、今伺いましたご意見については、私もそうですし、あと、教育指導課ともちょっと共有いたしまして、教育委員会として、しっかりご意見として承って、今後の支援級の検討に当たって、参考にさせていただければと思います。ご意見ありがとうございます。

高山部会長：ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

篠木委員：いいですか。

高山部会長：篠木委員、どうぞ。

篠木委員：調査報告書からです。多分、事務の方はお持ちだと思うんですけども、188ページのところに、今、児童の話がされていますので、1件、自由記述からお話ししたいと思います。

学校が終わった後、放課後デイサービスの事業所の数が少ない。また、送迎不可などが多く、施設利用ができない。取り合いのようになってしまっている。なるべく居住区のデイサービスに通いたい。ほかの区に通わざるを得ない状況。移動支援の不足。困っている親ばかりです。送迎を親がしなければならないことが基本になってしまうと、精神的負担と身体的負担が多過ぎる。どうかデイサービス事業所、送迎あり、移動サービス支援の拡充をお願いしますというふうに自由記述でありまして、何かこの辺りも計画のところ、デイサービスの事業所を増やすだったりとか、移動支援のところをもうちょっと区として重点的に取り上げるみたいなのところはお考えなのでしょうか。

高山部会長：ここはいつも議論するところですよ。ただ、今、篠木委員が言われたところ

って、そんな伸びていないのは確かで、現実的に、ほかの区のところに行っているという声をよく聞きますね、確かに。

障害福祉課長：事務局です。放課後デイサービスのことですが、自由記述のところでも実態調査でいただいていることもありますし、また、調査結果の中で、放デイに関しては、利用できる数が少ないという回答が割合としては6割を超えているとか、そういった結果も出ておりますので、そういったことを踏まえて計画をつくっていくということになるかと思っております。

あとは、確かに、この一、二年の間で、放課後デイサービスを利用したいというお子さんは非常に増えてきているんですね。なので、調査結果にもそれが表れているわけですし、そういった現状というのは、よりよい方向に進めていくということが必要になるというふうに考えております。

以上になります。

篠木委員：ありがとうございます。

高山部会長：ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、竹石委員、お願いします。

竹石委員：すみません、結構前にどなたかご質問なさっていたことなんですけど、区長対話、区政を話し合う集いは、この障害者部会とは何も関係がないということなんでしょうか。

高山部会長：何も関係ないと思います。これまでもそうですし、あそこのところとリンクしたことは全くありませんね。そうですよね。ありませんよね、松下山、ないですよね、こういうのね。

松下山委員：私は、区長対話は出たことがないので分からないですけど、はい。記憶で、多分ないと思います。

高山部会長：僕もずっとやっていますが、ないと思いますね。

何かそこは、何かありますか。

障害福祉課長：事務局です。

区長対話というのは、立てつけとしましては区の広報広聴活動の一環として行っているものでして、これも区役所の中の話になりますが、広報課というところが主催しているということになりますので。実際には、障害福祉課も参画してやっているわけですし、この部会の委員としてご参加いただいている方も、当事者として関わっている方もいらっしゃいますので、そういったつながりはありますけども、区の中での立てつけとしては、高山先生がおっしゃったとおりという認識でおります。

竹石委員：すみません、そうすると、区長対話で出た意見や、聞いていただいたことというのは、どこに行くというか、あんなに当事者が、本当に細かいところから大きなところまで、本当に当事者の立場で困り事を区長に訴えるみたいな、ああいう場って、なかなか貴重だし、私も出たことがありますして、未就学の親の代表として当時出たんですけども、あんなに何かこう、ありがたいというか、いろんな各団体の困り事もいろいろ聞けて、それがこんなふうに共有できて、ああ、いい会だなというふうに思ったんですけど、あのせっかくの会は一体、落としどころというか、行き着く先は、広報が主催というか主導しているとしたら、あれは区のパフォーマンスというか宣伝ということになっちゃうんでしょうか。どうなんでしょうか。

障害福祉課長：事務局です。

確かに、区長対話そのものは、区長を皆さんが囲んでお話しするという場ではありますけども、あそこに至るまでに、広報課と、あと、実際、障害福祉課が窓口となって意見を受け止めて、区役所の各部署にそれを振り分けて、各部署での考え方を集約してお答えしているというわけですし、その中で、課題として受け止めた部分については、解決できるものについては、お話のあった、例えばその年に検討して、翌年度予算をつけて実行していくとか、そういうふうの一つ一ついただいたご質問に対してこうやりましたという形の返しは、明確にはしていないかもしれませんが、いただいたご意見を踏まえた課題の解決としての取組というのは、各部署によって必要に応じてやっているということになりますので、あそこでいただいたご意見というのは非常に大事なことです。それは区としてしっかり受け止めているということ。ただし、この計画をつくるに当たって、この部会で何かするというところではないというような整理をしているということで、ご理解いただきたいと思います。

以上になります。

高山部会長：これは何か、これからあるんですか。

障害福祉課長：先ほど大井手委員がおっしゃったように、もう既に各団体に意見照会をしております。今、我々のほうで取りまとめをやっているところです。会自体は7月に開催されます。

高山部会長：そうですか。じゃあ、ぜひ大井手委員と竹石委員、出ておられるので、区長にこれを言ってください。区長も、この部会だとか自立支援協議会に対して、きちんと区長のことを伝えるようにと言ってください。そのほうがいいかもしれないという感じがします。ので、よろしくお願ひしたいと思います。

竹石委員：出られたらよかったですけど、今、出る、何というんですか、席というか、それぞれ出る人はもう決まって、団体が決まっているので。

高山部会長：そうなんですね。

竹石委員：ちょっと連絡協議会も出られたらいいなというふうには思いますけど。区長がこっちに来るというのもいいかなと思いますけど。

高山部会長：そうですね。ありがとうございます。

竹石委員：ありがとうございます。

高山部会長：いえいえ、ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。住友委員、どうぞ。

住友委員：住友です。

今の区政を話し合う集いというのは、もう長い間、私たちの会からも質問というか意見を出させていただいて、ここに今、計画として出ている中の項目も、かなり同じような内容がたくさん出ています。もっと言えば、もっと細かい日常的なことの意見もすごくたくさん出るんです。例えば、春日町の信号が短いから渡りづらいとか、そういうことも含めて、ここに、障害者計画にないような細かい日常的なことの意見も各団体さんで出されています。私たちも、この中に入った防災の件もそうですし、放課後デイのこともそうですし、細かいことを言えばタクシー券のこともそうですし、枠を広げてほしい、そういうことも意見としては出しています。出し続けているんですね。毎回、検討しますというお答えもあるんですけども、それに対して今まで要望が通ったことも幾つかあります。

だから、またこの障害者計画とは違って、区政を話し合う集いという、そういう意見が出せる場所というのもすごく重要なことだと思うので、ここと一緒に何かをすることというのは違うということもあると思いますけれども、各意見を出せる場所というのはすごく大事なことなので、今後も両方を、両方からいろいろな意見を出していったらいいのかなというふうにはちょっと考えています。

高山部会長：ありがとうございます。そういう意味では、先ほど大井手委員が最初に口火を切っていただきましたけど、各団体が出している項目でもいいですから、私たちにもちょっと知らせていただくと、参考になることはいっぱいあるかなと思いました。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、今日のところは。

報告書のところでもう少しと思いましたが、今日、この部会の立てつけ、それから方向性みたいなものを確認するという意味で、こういう形になりましたけれども。

次回、具体的な計画の実績報告のところでは方向性を検討していくということになりますので、最初にご意見いただいたように、事前に、いわゆる検討をするためのところを整理して、事前にということで持ってきていただければと思いますのでということを進めていきたいと思っておりますので、次回は7月10日になりますが、事前に資料というか、事務局に整理していただいて、今の区長に対しての云々も含めて整理していただいて、実績のところと今後の方向性の検討というものを効率よく、10日にしていきたいというふうに思っています。

ということで、今日はよろしいでしょうか。ありがとうございました。じゃあ、この1年間、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、事務局にお戻しします。

障害福祉課長：高山会長、ありがとうございます。次回以降のことについては、今、高山会長からお話がありましたとおりでして、その内容は今日お配りした参考資料の中に記載をさせていただいております。次回、7月10日でございますけれども、今日いただいたご意見を踏まえて、早めにまとめられるものについては早めに皆様にお示ししたいというふうに思っております。

今年、10月まで駆け足になりますけれども、引き続き皆様と一緒にこの部会で検討しながら新しい計画をつくっていきたくて考えておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、高山先生、まとめ、これで終了でよろしいでしょうか。

高山部会長：そうですね、よろしいでしょうか、皆さん。何かあれば。

障害福祉課長：ごめんなさい、松下委員が。

高山部会長：どうぞ。

松下委員：すみません、7月10日ということ、これ時間は、また2時から4時でよろしい、8月もそうですけど、あらかじめ入れておきたいなと思うんですけど。

高山部会長：そうですね、7月10日は何時でしたっけ。

障害福祉課長：今、確認します。

高山部会長：14時～16時ですね、やはり。

松下委員：そうですか。

高山部会長：8月も14時～16時だったと思ひます。8月は24日ですね。よろしいでしょうか。

松下委員：はい、ありがとうございます。

高山部会長：じゃあ、これで第1回文京区地域福祉推進協議会障害者部会を終了いたします。

今日はありがとうございました。

障害福祉課長：ありがとうございました。

以上